

第Ⅱ期リサイクル館かしはら
長期包括運営委託事業

審査講評

(総合評価結果書)

令和5年12月1日

檀原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託
事業者選定委員会

橿原市では、第Ⅱ期リサイクル館かしはら長期包括運営委託事業に関し、総合評価一般競争入札による事業者の選定について価格要素及び非価格要素を総合的かつ客観的に評価し事業者を選定するため、学識経験者等により構成される橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が設置されました。

選定委員会は、令和5年4月19日に第1回を開催し、以降計5回の会議を開催してまいりました。この中で入札説明書等の募集要項等について審議を重ねるとともに、入札参加者の技術提案書等の内容について厳正かつ公平な審査を行いました。

この度、この審査に基づいて落札候補者を選定しましたので、選定委員会におけるこれまでの審査の過程とあわせて報告します。なお、本審査講評は令和5年11月2日までに選定委員会が実施した審査の結果をとりまとめたものです。

令和5年12月1日

橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託
事業者選定委員会

会 長	荒井 喜久雄
副 会 長	安田 憲二
委 員	荒川 雄次
委 員	堀内 伸浩
委 員	高橋 佳嗣

目次

1. 事業概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業場所	1
(3) 事業期間	1
(4) 運営期間	1
(5) 事業概要	1
2. 審査方法等	3
(1) 審査及び落札者決定までの流れ	3
(2) 審査体制	4
(3) 総合評価の方法	4
(4) 価格点の算出方法	4
(5) 非価格要素点の算出方法	5
(6) 総合評価点の算出方法	6
(7) 落札者の決定	6
3. 選定委員会の開催及び審査の経緯	7
4. 審査結果	8
(1) 入札参加資格審査	8
(2) 対話の実施	8
(3) 技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリング	8
(4) 価格審査結果	8
(5) 非価格要素審査結果	8
(6) 総合評価結果	14
5. 総評	15

1. 事業概要

(1) 事業名称

第Ⅱ期リサイクル館かしはら長期包括運営委託事業

(2) 事業場所

橿原市東竹田町地内

(3) 事業期間

事業契約締結日から令和 20 年 3 月 31 日まで

(4) 運営期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日まで

(5) 事業概要

本事業は、収集ごみ、持込ごみ、許可ごみ、他市ごみ等の処理を行うため、本件施設の運営維持管理業務等を実施する事業者として選定された単体企業又は応募グループ(以下「落札者」という。)によって設立された特別目的会社(本事業を実施することのみを目的とした会社で市と事業契約に至った者。以下「受注者」という。)に、本件施設の運転、ユーティリティの確保、日常点検、定期点検、部品等の調達、補修(機器単体の修繕及び定期修繕)等(以下「運営維持管理業務」という。)を委託するものである。

市は、受注者が運営維持管理業務を行う期間(以下「運営期間」という。)にわたって本件施設を所有し、受注者は、本件施設を運営維持管理する。受注者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自ら行うが、本件施設の設計・施工企業(吸収分割により事業承継した企業を含む。以下「施工企業」という。)からの調達が必要となる部品(以下「特定部品」という。)の調達に際して協力を求めることができ、その詳細は市と施工企業が取り交わす協定書に基づく。

落札者及び受注者は、令和 5 年度現在で本件施設の運営維持管理業務を実施している事業者(以下「既存運営維持管理事業者」という。)及び市から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間(以下「事業準備期間」という。)にて、既存運営維持管理事業者等からの引継ぎを行う。また、受注者が本件施設にかかる募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を市へ請求できる期間(以下「乖離請求期間」という。)を設定する。

本件施設は、平成 13 年 2 月に供用開始されて以降、約 22 年経過しており、現在まで本件施設の基本性能を発揮し、安全に稼働している施設である。

本事業は、市から、令和 6 年 4 月から令和 20 年 3 月までの 14 年間にわたり、本件施設の運営維持管理業務を委託する事業である。

【ごみ呼称の定義】

収 集 ご み : 市が収集する不燃物、粗大ごみ、資源ごみ、有害物

持 込 ご み : 市及び市民が直接搬入する不燃物、粗大ごみ、資源ごみ、有害物、並びに事業活動に伴う一般廃棄物のうち直接搬入される粗大ごみ、資源ごみ

許 可 ご み : 市の許可業者が搬入する粗大ごみ、資源ごみ

他市ごみ：他自治体からの処理の依頼を受けて市が搬入を認めた不燃物、粗大ごみ、資源ごみ、有害物

本件廃棄物：収集ごみ、持込ごみ、許可ごみ及び他市ごみを含めたもの

処理対象物：本件廃棄物から処理不適物を除いたもの

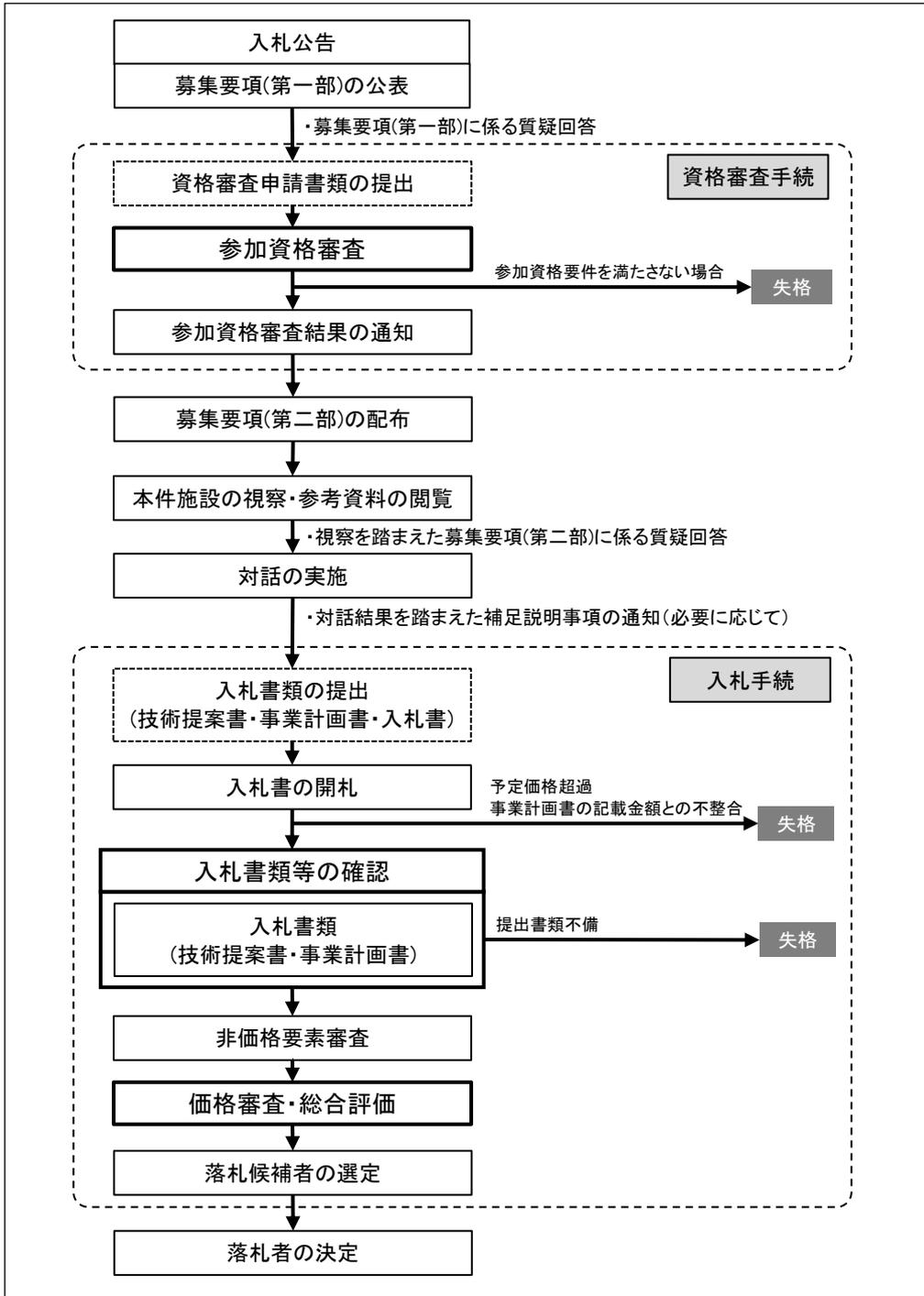
処理不適物：本件施設で処理を行うことが困難又は不相当と判断される廃棄物

2. 審査方法等

(1) 審査及び落札者決定までの流れ

入札公告から落札者決定までの流れは以下のとおりである。

図表1 審査及び落札者決定までの流れ



(2) 審査体制

選定委員会は、最終審査対象者(以下、「入札参加者」という。)の中から事業者を選定するため、総合的に審査を行った。選定委員会は、学識経験者等で構成し、総合的・専門の見地から中立かつ客観的に提案内容を評価する。

図表2 審査体制

区分	氏名	所属・役職等
会 長	荒井 喜久雄	公益社団法人全国都市清掃会議・技術指導部長
副 会 長	安田 憲二	元 一般社団法人国際環境研究協会 環境研究総合推進費プログラムオフィサー
委 員	荒川 雄次	弁護士
委 員	堀内 伸浩	公認会計士
委 員	高橋 佳嗣	檀原市 環境部長

(3) 総合評価の方法

「価格点」と「非価格要素点」の合計によって「総合評価点」を算出し、42 点以上の非価格要素点を有する者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{非価格要素点}$$

総合評価点は 100 点を満点とする。

価格点と非価格要素点の比率は、30:70 とする。

(4) 価格点の算出方法

入札参加者の入札価格について、以下の算式に基づいて価格点を算出する。

A: 限度額(円/税抜)

B: インセンティブ分界価格(円/税抜)

X: 入札価格(円/税抜)

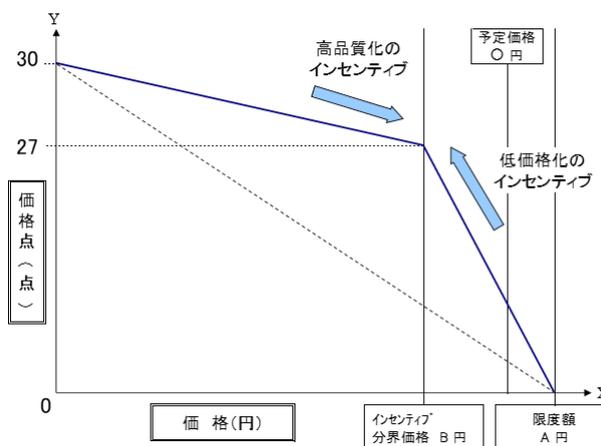
Y: 価格点(点)

① $0 \leq X \leq B$ のとき

$$Y = (-3/B) X + 30$$

② $B < X$ のとき

$$Y = (-27/(A-B)) (X-A)$$



本件入札に係る設定値は以下のとおりとする。

$$A = \text{¥}3,180,033,000 \quad B = \text{¥}2,903,946,000$$

① $0 \leq X \leq B$ のとき

$$Y = (-3 / 2,903,946,000) X + 30$$

② $B < X$ のとき

$$Y = (-27 / 276,087,000) (X - 3,180,033,000)$$

(5) 非価格要素点の算出方法

① 評価項目と配点

入札参加者より提出された技術提案書・事業計画書等を審査し、入札参加者による技術提案に係るプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを実施して非価格要素を審査する。

非価格要素点の評価項目と配点は以下のとおりである。

図表3 非価格要素点の評価項目と配点

評価項目	評価の視点		配点	
業務実施体制	1-1	・代表企業の役割 ・構成企業、協力会社の役割分担	3	11
	1-2	・所長の役割 ・法定有資格者の配置 ・運営人員体制	4	
	1-3	・特別目的会社に対する代表企業の支援体制 ・緊急時に備えた体制	2	
	1-4	・業務従事者への教育訓練方法	2	
受入・運転管理業務にかかる計画	2-1	・受入管理業務における配慮事項	3	10
	2-2	・運転計画における配慮事項 ・セルフモニタリング計画	5	
	2-3	・公害防止基準等の施設基準値、法規制値と基準値の達成に向けた工夫等	2	
維持管理業務にかかる計画	3-1	・主要設備の補修に対する考え方 ・維持補修計画の適切性	10	13
	3-2	・運営期間における大規模修繕を回避するための工夫	3	
リスクへの対応能力	4-1	・施設の安全対策の考え方 ・プラントの事故対応の考え方 ・リチウムイオン電池等による火災発生防止対策	4	8
	4-2	・労働安全衛生の考え方 ・作業環境の考え方	2	
	4-3	・事業継続計画における基本的な考え方	2	
財政的な安定性	5-1	・SPCのキャッシュフロー計画 ・SPCのリスクヘッジ方策	2	12
	5-2	・人件費の考え方	4	
	5-3	・用役費の考え方	2	
	5-4	・補修費(法定点検費、補修費、更新費、消耗品費)の考え方	2	
	5-5	・付保する保険	2	
資源循環・脱炭素社会形成に向けた貢献	6-1	・二酸化炭素排出量を抑制する運営方法 ・資源物の回収率及び回収純度の向上に向けた工夫	3	6
	6-2	・見学に係る既存啓発ツールの改善及び新設	3	
地域への配慮	7-1	・市内雇用の計画 ・市内企業への発注計画 ・市民への対応	5	7
	7-2	・周辺住民に配慮した施設運営の考え方	2	
その他 (本事業実施にあたっての創意工夫)	8-1	・上記以外の要素	3	3
合 計			70	

②点数化方法

入札参加者の提案内容について、図表 3 の各項目に対して図表 4 に示す「評価点の付与の考え方」に基づいてA～Eの 5 段階評価を行った上で、各委員の審査結果(得点)を平均して算出する。

図表4 評価点の付与の考え方

評価	判断基準	評価点の算出方法
A	高い効果が期待できる	配点 × 100 %
B	効果が期待できる	配点 × 75 %
C	普通	配点 × 50 %
D	やや不安な点がある	配点 × 25 %
E	不安がある	配点 × 0 %

(6) 総合評価点の算出方法

価格点と非価格要素点から(3)に示す算式に基づき、総合評価点を算出する。

(7) 落札者の決定

選定委員会は、42 点以上の非価格要素点を有する者のうち、総合評価点の最も高い入札参加者を落札候補者として選定する。

3. 選定委員会の開催及び審査の経緯

選定委員会の開催及び審査の経緯を以下に示す。

図表5 選定委員会の開催及び審査の経緯

No.	項目	日程
1	実施方針の公表	令和5年1月27日
2	実施方針等に関する意見・質問受付	令和5年1月27日～2月17日
3	実施方針等に関する質疑に対する回答	令和5年3月10日
4	第1回選定委員会 (募集要項[第一部]の審議)	令和5年4月19日
5	第2回選定委員会 (対話の進め方、募集要項[第二部]、評価・採点手順の審議)	令和5年5月19日
6	入札公告	令和5年5月26日
7	募集要項(第一部)の公表	令和5年5月26日
8	募集要項(第一部)質疑の受付	令和5年5月26日～6月6日
9	募集要項(第一部)質疑に対する回答	令和5年6月16日
10	参加資格確認申請書の受付	令和5年6月16日～6月23日
11	参加資格確認結果の通知	令和5年6月30日
12	募集要項(第二部)の配布	令和5年6月30日
13	本件施設の視察及び参考資料の閲覧	令和5年7月7日～7月11日
14	視察等を踏まえた質疑の受付	令和5年7月12日～7月18日
15	視察等を踏まえた質疑に対する回答	令和5年7月27日
16	募集要項の修正内容の通知	令和5年7月27日
17	対話の実施	令和5年8月18日
18	入札書類(技術提案書・事業計画書等)の受付	令和5年9月29日
19	入札書の提出及び開札	令和5年9月29日
20	第3回選定委員会 (提案書類、ヒアリング手順、総合評価手順の確認)	令和5年10月20日
21	第4回選定委員会 (技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリング、非価格要素 審査、価格審査、総合評価の実施)	令和5年11月2日
22	落札者の決定、審査結果の公表	令和5年11月15日
23	第5回選定委員会 (審査講評案の確認)	令和5年12月1日

4. 審査結果

(1) 入札参加資格審査

市は、本事業の入札参加を希望する2事業者について、入札説明書に示す参加資格を有していることを確認したため、この結果を当該2事業者(代表企業)に通知したうえで、募集要項第二部(基本協定書(案)、事業契約書(案))を提示し、施設の視察(参考資料の閲覧を含む)の機会を提供した。

図表6 入札参加者一覧

応募企業 (入札参加者記号)	代表企業	構成企業
B	テスコ株式会社	
C	アクアソリューション株式会社	

(2) 対話の実施

市は事業条件等に関する趣旨(運営に関する事項)を的確に入札参加者に伝達するとともに、疑義や齟齬を解消し、要求水準の確実な達成と入札参加者の更なる創意工夫を引き出すことを目的として、当該事業者との対話を実施した。

(3) 技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会で技術提案書を審査するにあたり、入札参加者による技術提案に関するプレゼンテーションを実施し、併せて選定委員会から入札参加者へヒアリング(質疑回答)を行った。

(4) 価格審査結果

令和5年9月29日に入札参加者の代表企業立会いのもとで開札を行い、入札により提示された金額が予定価格の範囲内であり、かつ、事業計画書の記載金額と整合していることを確認した。

入札により提示された金額を入札説明書に示す落札者決定基準の算出方法で価格点を算出した結果は以下のとおりである。

図表7 価格審査結果

応募企業 (入札参加者記号)	代表企業	入札金額(税抜)	価格点
B	テスコ株式会社	2,903,040,000 円	27.00
C	アクアソリューション株式会社	2,662,800,000 円	27.25

※価格点については小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

(5) 非価格要素審査結果

審査にあたっては企業名を伏せた上で、技術提案書・事業計画書等の内容、技術提案に関するプレゼンテーション、ヒアリング結果等を踏まえ、厳正かつ公平に非価格要素の審査を行った。

①各評価項目の講評

各評価項目の講評及び非価格要素点については図表8のとおりである。

図表8 各評価項目の講評一覧

評価項目	評価の視点	講評	配点	非価格要素点		
				B	C	
業務実施体制	1-1	<ul style="list-style-type: none"> 代表企業の役割 構成企業、協力会社の役割分担 	Bは、代表企業と構成企業、協力企業の役割分担が具体的に提案されていることを評価した。	3	1.95	1.50
	1-2	<ul style="list-style-type: none"> 所長の役割 法定有資格者の配置 運営人員体制 	各事業者とも所長の役割、法定有資格者の配置、運営人員体制について具体的な提案がされていることを評価した。B については、余裕をもった資格者数の配置が提案されており、効果的なものであると評価した。	4	3.20	2.40
	1-3	<ul style="list-style-type: none"> 特別目的会社に対する代表企業の支援体制 緊急時に備えた体制 	Bは、SPC に対する代表企業の支援体制・内容が具体的に記載されていることを評価した。	2	1.20	1.00
	1-4	<ul style="list-style-type: none"> 業務従事者への教育訓練方法 	Bは、業務従事者への教育訓練に係る多様なモチベーション向上策が提案されていること、教育訓練を着実に実施するための独自の提案がされていることを高く評価した。	2	1.80	1.10
受入運転管理業務にかかる計画	2-1	<ul style="list-style-type: none"> 受入管理業務における配慮事項 	各事業者とも受入管理業務における配慮事項及び対策が具体的に記載されていることを評価した。B については、処理不適物混入を防止しつつ、円滑な受入を行うための独自の提案がされていることを高く評価した。	3	2.85	1.95
	2-2	<ul style="list-style-type: none"> 運転計画における配慮事項 セルフモニタリング計画 	<p>各事業者とも運転計画における配慮事項、セルフモニタリングにおける具体的な提案がされていた。</p> <p>B は、セルフモニタリング体制について独自の提案がされており、効果的なものであると評価した。</p> <p>C は、環境測定の追加実施を提案しており、一定の効果が期待できるものと評価した。</p>	5	4.00	3.50

評価項目	評価の視点	講評	配点	非価格要素点		
				B	C	
	2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止基準等の施設基準値、法規制値と基準値の達成に向けた工夫等 	<p>B は、独自の環境測定を行う提案、基準値の遵守状況の適宜報告などの提案がされていることを、一定の効果が期待できるものと評価した。</p> <p>C は、独自の環境測定を行う提案、一部項目について施設基準値より厳しい値を設定して管理する提案となっていることを、一定の効果が期待できるものと評価した。</p>	2	1.50	1.50
維持管理業務にかかる計画	3-1	<ul style="list-style-type: none"> ・主要設備の補修に対する考え方 ・維持補修計画の適切性 	<p>B は、維持管理体制に関する具体的な提案がされていること、予備品の確保について独自の提案がされていることを高く評価した。</p>	10	9.00	5.50
	3-2	<ul style="list-style-type: none"> ・運営期間における大規模修繕を回避するための工夫 	<p>B は、設備等の劣化状況を詳細に確認するための独自の手法が提案されていることを、効果的なものであると評価した。</p>	3	2.55	1.65
リスクへの対応能力	4-1	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全対策の考え方 ・プラントの事故対応の考え方 ・リチウムイオン電池等による火災発生防止対策 	<p>B は、リチウムイオン電池等による火災発生防止策についてについて、設備の導入を含めた独自の提案がされていることを高く評価した。</p>	4	3.60	2.20
	4-2	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生の考え方 ・作業環境の考え方 	<p>各事業者とも労働安全衛生の管理、作業環境保全のための具体的な内容が提案されていることを評価した。</p> <p>B は、業務従事者の健康を確保するために管理体制を充実させる提案を、効果的なものであると評価した。</p>	2	1.60	1.30
	4-3	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画における基本的な考え方 	<p>B は、事業継続計画において、災害発生時における段階的な対応が具体的に提案されていることを、一定の効果が期待できるものと評価した。</p>	2	1.50	1.10

評価項目	評価の視点	講評	配点	非価格要素点		
				B	C	
財政的な安定性	5-1	<ul style="list-style-type: none"> SPC のキャッシュフロー計画 SPC のリスクヘッジ方策 	<p>B は、キャッシュフロー計画が事業安定の観点から記載されていること、リスクヘッジに係る検討、実施等の内容が具体的に記載されていることを、一定の効果が期待できるものと評価した。</p> <p>C は、SPC への資金提供に係る代表企業の役割が不明瞭な箇所が見受けられた。</p>	2	1.50	0.90
	5-2	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の考え方 	<p>各事業者とも、人件費の設定根拠が具体的に示されていることを評価した。</p> <p>B は、雇用の継続性を念頭においた提案がされていることを、一定の効果が期待できるものと評価した。</p>	4	2.80	2.40
	5-3	<ul style="list-style-type: none"> 用役費の考え方 	<p>B は、用役費の設定根拠が具体的に示されていることを評価した。</p>	2	1.20	1.00
	5-4	<ul style="list-style-type: none"> 補修費(法定点検費、補修費、更新費、消耗品費)の考え方 	<p>各事業者とも、補修費の考え方をそれぞれの知見に基づいて記載されていたが、効果が期待できる提案はあまり見られなかった。</p>	2	1.10	1.00
	5-5	<ul style="list-style-type: none"> 付保する保険 	<p>B は、事業契約書案を上回る保険加入内容が提案されていることを効果的なものであると評価した。</p> <p>C は、付保する保険として要求水準書等に記載している内容を上回る提案がなく、入札書類間での不整合が見受けられた。</p>	2	1.70	0.80
資源循環・脱炭素社会形成に向けた貢献	6-1	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素排出量を抑制する運営方法 資源物の回収率及び回収純度の向上に向けた工夫 	<p>B は、二酸化炭素排出量削減のための具体的な対応や削減量が定量的に示されていること、資源物の回収率向上のための独自の提案がされていることを、一定の効果が期待できるものと評価した。</p>	3	2.25	1.65
	6-2	<ul style="list-style-type: none"> 見学に係る既存啓発ツールの改善及び新設 	<p>各事業者とも啓発ツールの改善及び新設について具体的な提案がされていることを評価した。</p>	3	1.95	1.80

評価項目	評価の視点	講評	配点	非価格要素点		
				B	C	
地域への配慮	7-1	<ul style="list-style-type: none"> ・市内雇用の計画 ・市内企業への発注計画 ・市民への対応 	B は、安定的な市内雇用や技術者育成など、具体的かつ独自の提案がされていることを、効果的なものであると評価した。	5	4.25	2.75
	7-2	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民に配慮した施設運営の考え方 	B は、周辺住民等のための災害備蓄品の準備について具体的に示し、また、本事業に対する理解を得るための地域住民への傾聴姿勢、地域への協力姿勢について、独自の提案が行われていることを高く評価した。	2	1.90	1.00
その他（本事業実施にあたっての創意工夫）	8-1	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の要素 	B は、これまで以上に来場者に施設を活用いただくための改修などの独自の提案が行われ、その施工に関しても有用な改装となるよう、市との協議に応じるなど、効果が期待できるものと評価した。	3	2.40	1.65

②非価格要素点の算出

非価格要素点の算出結果については以下のとおりである。

図表9 非価格要素点の算出結果

評価項目	評価の視点		配点	非価格要素点				
				B		C		
業務実施体制	1-1	・代表企業の役割 ・構成企業、協力会社の役割分担	3	11	1.95	1.50	6.00	
	1-2	・所長の役割 ・法定有資格者の配置 ・運営人員体制	4		3.20	2.40		
	1-3	・特別目的会社に対する代表企業の支援体制 ・緊急時に備えた体制	2		1.20	1.00		
	1-4	・業務従事者への教育訓練方法	2		1.80	1.10		
受入・運転管理業務にかかる計画	2-1	・受入管理業務における配慮事項	3	10	2.85	1.95	6.95	
	2-2	・運転計画における配慮事項 ・セルフモニタリング計画	5		4.00	3.50		
	2-3	・公害防止基準等の施設基準値、法規制値と基準値の達成に向けた工夫等	2		1.50	1.50		
維持管理業務にかかる計画	3-1	・主要設備の補修に対する考え方 ・維持補修計画の適切性	10	13	9.00	5.50	7.15	
	3-2	・運営期間における大規模修繕を回避するための工夫	3		2.55	1.65		
リスクへの対応能力	4-1	・施設の安全対策の考え方 ・プラントの事故対応の考え方 ・リチウムイオン電池等による火災発生防止対策	4	8	3.60	2.20	4.60	
	4-2	・労働安全衛生の考え方 ・作業環境の考え方	2		1.60	1.30		
	4-3	・事業継続計画における基本的な考え方	2		1.50	1.10		
財政的な安定性	5-1	・SPCのキャッシュフロー計画 ・SPCのリスクヘッジ方策	2	12	1.50	0.90	6.10	
	5-2	・人件費の考え方	4		2.80	2.40		
	5-3	・用役費の考え方	2		1.20	1.00		
	5-4	・補修費(法定点検費、補修費、更新費、消耗品費)の考え方	2		1.10	1.00		
	5-5	・付保する保険	2		1.70	0.80		
資源循環・脱炭素社会形成に向けた貢献	6-1	・二酸化炭素排出量を抑制する運営方法 ・資源物の回収率及び回収純度の向上に向けた工夫	3	6	2.25	1.65	3.45	
	6-2	・見学に係る既存啓発ツールの改善及び新設	3		1.95	1.80		
地域への配慮	7-1	・市内雇用の計画 ・市内企業への発注計画 ・市民への対応	5	7	4.25	2.75	3.75	
	7-2	・周辺住民に配慮した施設運営の考え方	2		1.90	1.00		
その他 (本事業実施にあたっての創意工夫)	8-1	・上記以外の要素	3	3	2.40	2.40	1.65	1.65
合 計			70		55.80	39.65		

※非価格要素点については小数点以下第 3 位を四捨五入して算出した。

(6) 総合評価結果

価格審査結果の「価格点」と非価格要素審査結果の「非価格要素点」を合算して「総合評価点」を算出した結果は以下のとおりである。なお、C は非価格要素点が 42 点未満であるため、落札候補者の選定対象外となる。

図表10 総合評価結果

応募企業 (入札参加者記号)	代表企業	価格点 (配点 30 点)	非価格要素点 (配点 70 点)	総合評価点 (配点 100 点)
B	テスコ株式会社	27.00	55.80	82.80
C	アクアソリューション株式会社	27.25	39.65	66.90

5. 総評

本事業は、稼動開始後約 22 年を経過した「リサイクル館かしはら」の運営を令和 6 年度から 14 年間という長期にわたり包括的に委託する事業である。民間事業者の知見を最大限活用することで、より一層の適正な廃棄物の処理及び資源化、環境負荷の低減、経済性の向上を達成するため、総合評価一般競争入札の方法により落札候補者の選定を行った。

最終的に2事業者からの提案となったが、先進的で独自のノウハウや工夫を凝らした技術的知見が随所に盛り込まれており、市が定めた要求水準を上回る内容もあった。

提案書の作成・提出に際しては、その内容が多岐にわたることから多大な時間と労力が必要であったと考えられ、全事業者に敬意を表するとともに深く感謝する。また、審査にあたっては、事務局である檀原市から常に適切な資料等の提供があったことを付記する。

本選定委員会では、予め公表された落札者決定基準に則り、厳正かつ公平に審査を行った結果、テスコ株式会社を落札候補者として選定した。

今後、長期間にわたり事業が実施されることとなるが、落札者には下記の事項について十分に配慮いただき、確実な履行と安全で安心な施設運営をお願いする。

- ・優れた能力を有する地域人材を積極的に登用されたい。
- ・見学者及び来場者に係る啓発ツールの新設等に関しては、市の意向をくみ取り決定されたい。
- ・長期にわたる事業のため、時代の変化に伴って新たに生じる課題(処理が難しい新製品の登場、新技術の導入等)に対しても、真摯に対応されたい。

檀原市及び落札者は、本事業が「市の環境行政において中核的な役割を担っている極めて重要な事業であること」、「立地地域をはじめ多くの皆様の信頼で成り立つ事業であること」に鑑み、官民パートナーシップの本来の趣旨に基づき、事業の円滑な推進に努められることを期待する。